

令和7年11月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器、電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件、電気シェーバー 2 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8 件
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1 件、
電動工具（攪拌機、充電式）1 件、チェーンソー 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 1 件、電気洗濯乾燥機 1 件、
足乗せ台（折りたたみ式、オットマン）1 件、電気ケトル 1 件、
電動車いす（ハンドル形）1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について (管理番号：A202500845)

①事事故象について

車両内でアンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したリチウム電池内蔵充電器に携帯電話機（スマートフォン）を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セル製造を委託しているサプライヤーの製造工程において特定時期に異物が混入している可能性がある製品が国内において出荷され、使用に伴い電池セルの内部短絡が発生し、火災に至る可能性が判明したことから、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）10 月 21 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びDMでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202500845）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、色、JAN（EAN）コード、型番、販売期間、対象台数

製品名	色	JAN (EAN) コード	型番	販売期間	対象台数
Anker PowerCore 10000	ブラック	4571411204692	A1263N12	2022 年 12 月 25 日 ～ 2025 年 10 月 21 日	410, 124
		4571411205163	A1263016		
	ホワイト	4571411204708	A1263N22		
		4571411205170	A1263026		
	ブルー	4571411205187	A1263036		
	レッド	4571411205194	A1263096		

2025 年（令和 7 年）10 月 21 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：9.2%（2025 年 11 月 18 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当対象製品におけるリコール対象の内容による 2022 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	1	火災
2024年度	0	－
2023年度	0	－
2022年度	0	－

※当該事故（管理番号：A202500845）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観

リチウム電池内蔵充電器

Anker PowerCore 10000



確認方法

1行目：製品名

Anker PowerCore 10000

2行目：品番

A1263



シリアルナンバー

SN:AAC2NK4E53105486

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 受付窓口

電 話 番 号 : 0120-775-171

受 付 時 間 : 9時～17時（土・日・祝日を含む。）

ウェブサイト : <https://corp.ankerjapan.com/posts/579>

※オンライン受付フォーム（24 時間）

<http://ankerjapan.com/pages/202510-support>

(2) パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について
(管理番号：A202500849)

①事件事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）5月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701 ～	2023年7月1日 ～	94,747
	ES-PV3A	240509	2024年5月9日	90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301 ～	2023年3月1日 ～	56,542
	ES-RT1AU	240731	2024年7月31日	132,622

2025年（令和7年）5月21日からリコール（無償交換）を実施
交換率：18.9%（2025年11月16日時点）

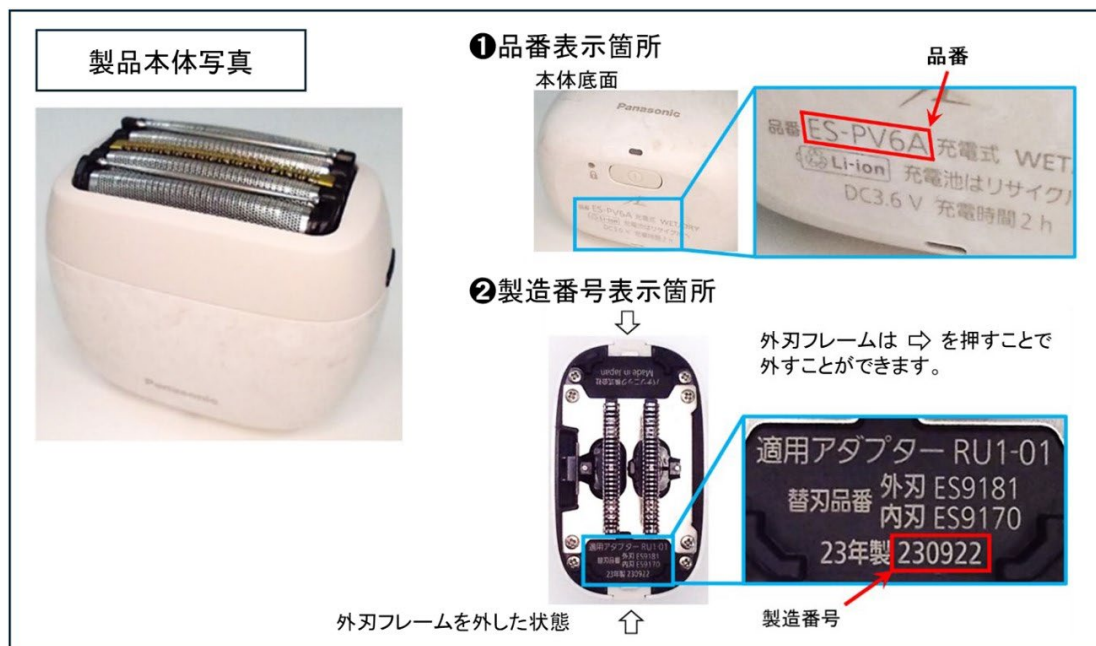
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	14	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500849）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞
ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3枚刃



<交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。

※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3 枚刃



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500845	令和7年9月7日	令和7年11月13日	リチウム電池内蔵充電器	A1263	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	車両内で当該製品に携帯電話機(スマートフォン)を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年11月5日 令和7年10月21日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:9.2%
A202500848	令和7年10月27日	令和7年11月13日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	
A202500849	令和7年11月1日	令和7年11月13日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施(特記事項を参照) 交換率:18.9%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500846	令和7年9月1日	令和7年11月13日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	駐車場で当該製品を電動工具に装着して保管していたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	電動工具（攪拌機、充電式）に関する事故（A202500847）と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月30日
A202500847	令和7年9月1日	令和7年11月13日	電動工具（攪拌機、充電式）	火災	駐車場で当該製品にバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）を装着して保管していたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202500846）と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月31日
A202500850	令和7年7月3日	令和7年11月13日	チェーンソー	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和7年7月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202500851	令和7年10月1日	令和7年11月14日	リチウム電池内蔵充電器	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	令和7年10月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年11月7日
A202500852	令和7年11月7日	令和7年11月14日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500853	令和7年7月7日	令和7年11月14日	足乗せ台(折りたたみ式、オットマン)	重傷1名	幼児(2歳)が当該製品に指を挟み負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月30日
A202500854	令和7年10月6日	令和7年11月14日	電気ケトル	火災	当該製品の電源を入れたところ、当該製品のプラグ部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和7年10月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年11月7日
A202500855	令和7年11月5日	令和7年11月14日	電動車いす(ハンドル形)	火災	使用者(70歳代)が当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし